

H29.

6/15 受領

平成29年6月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 堀崎真二
平成29年(ネ)第138号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成27年(ワ)第17351号)

(口頭弁論終結日 平成29年4月20日)

判 決

控 訴 人 西 本 良
(以下「控訴人西本」という。)

控 訴 人 大 口 正 人
(以下「控訴人大口」という。)

控 訴 人 三 浦 雄 太
(以下「控訴人三浦」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士 大 森 孝 参
同 泉 昭 博
同 宮 本 寛 之

被 控 訴 人 有 限 会 社 L i b r a
(以下「被控訴人会社」という。)

同代表者代表取締役 西 原 慶 祐

被 控 訴 人 西 原 慶 祐
(以下「被控訴人西原」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士 武 藤 洋 善
主 文

東 京 高 等 裁 判 所

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人らは、控訴人西本に対し、連帯して、132万円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人らは、控訴人大口に対し、連帯して、253万円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人らは、控訴人三浦に対し、連帯して、154万円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、第1、2審を通じて、控訴人西本に生じた費用の5分の3及び被控訴人らに生じた費用の6分の1を控訴人西本の負担とし、控訴人大口に生じた費用の3分の2及び被控訴人らに生じた費用の3分の1を控訴人大口の負担とし、控訴人三浦に生じた費用の5分の3及び被控訴人らに生じた費用の6分の1を控訴人三浦の負担とし、控訴人らに生じたその余の費用及び被控訴人らに生じたその余の費用を被控訴人らの負担とする。
- 7 この判決は、第2項ないし第4項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人らは、控訴人西本に対し、連帯して、376万2000円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人らは、控訴人大口に対し、連帯して、797万4662円及びこれ

東 京 高 等 裁 判 所

に対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被控訴人らは、控訴人三浦に対し、連帯して、438万9000円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

6 前記第2項ないし第4項について仮執行宣言

第2 事案の概要等（以下、略称は原判決のそれによる。）

1 事案の概要

(1) 当事者

ア 控訴人西本は、遅くとも平成16年7月から平成24年3月まで、被控訴人会社の従業員であった者である。

控訴人大口は、遅くとも平成19年4月から平成24年8月頃まで、被控訴人会社の従業員であった者である。

控訴人三浦は、平成23年9月から平成24年8月まで、被控訴人会社の従業員であった者である。

イ 被控訴人会社は、①各種イベント企画・立案等、②レコード、コンパクトディスク、ビデオソフト等の録音録画物の企画、制作及び販売等を目的として、平成15年6月に設立された株式会社（特例有限会社）であり、被控訴人西原は、被控訴人会社の代表取締役である。

(2) 控訴人らによる支払催告

控訴人らは、平成27年2月9日、被控訴人らに対し、被控訴人西原から継続的な暴行及び暴言を受けたことについての慰謝料等として各300万円の連帯支払を求めるとともに、被控訴人らの共同不法行為等により、控訴人西本において未払賃金相当額20万円の、控訴人大口において被控訴人西原から不当な金銭要求を受け、余儀なく支払をした100万円の、並びに控訴

人三浦において被控訴人西原から喝取された保険金相当額30万円及び強制的に従事させられた飲食店業務の未払賃金相当額54万円の各損害を被ったとし、その連帯支払を求めた。

(3) 被控訴人らによる消滅時効の援用の意思表示

被控訴人らは、平成27年9月17日の本件原審第2回口頭弁論期日及び平成28年6月2日の本件原審第5回弁論準備手続期日において、控訴人らの被控訴人西原に対する民法709条に基づく請求及び被控訴人会社に対する会社法350条に基づく請求のうち、前記(2)の支払催告時において既に消滅時効期間である3年を経過している部分について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(4) 本件請求の内容、原審の判断及び本件控訴

本件は、控訴人らが、被控訴人西原が控訴人らに対し、暴力及び暴言に及んだほか、罰金と称する等しての給与の未払、又は金銭の喝取をしたと主張して、被控訴人西原に対しては、民法709条又は会社法429条1項に基づいて、被控訴人会社に対しては、労働契約における職場環境保持義務違反の債務不履行又は会社法350条に基づいて、連帯して、各損害金（控訴人西本について、暴力等を受けたことにつき慰謝料300万円、被控訴人会社の未払給与相当額20万円、串カツ店「豊勝」の未払給与相当額22万円及び弁護士費用相当額34万2000円の合計376万2000円、控訴人大口について、暴力等を受けたことにつき慰謝料300万円、被控訴人会社の未払給与相当額100万円及び串カツ店「豊勝」の未払給与相当額80万円、喝取されたアルバイト料相当額244万9693円並びに弁護士費用相当額72万4969円の合計797万4662円、控訴人三浦について、暴力等を受けたことにつき慰謝料300万円、被控訴人会社の未払給与相当額69万円、喝取された保険金相当額30万円及び弁護士費用相当額39万9000円の合計438万9000円）及びこれらに対する不法行為等の後であつ

て、被控訴人会社に対する訴状送達日（被控訴人西原と被控訴人会社の各訴状送達日のうち遅い日）の翌日である平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

原審は、控訴人西本の請求について損害金88万円（暴力等を受けたことにつき慰謝料80万円及び弁護士費用相当額8万円の合計額）、控訴人大口の請求について損害金220万円（暴力等を受けたことにつき慰謝料200万円及び弁護士費用相当額20万円の合計額）、控訴人三浦の請求について損害金66万円（暴力等を受けたことにつき慰謝料30万円、保険金の喝取相当額30万円及び弁護士費用相当額6万円の合計額）及びこれらに対する被控訴人会社に対する訴状送達日の翌日である平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による各遅延損害金の連帯支払を求める限度でそれぞれ認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

そこで、これを不服とする控訴人らが本件各控訴をした。

2 前提事実

当事者間に争いが無い事実、甲第3号証並びに記録上明らかな事実によれば、次の事実が認められる。

(1) 当事者

ア 控訴人西本は、遅くとも平成16年7月から平成24年3月まで、被控訴人会社の従業員であった者である。

控訴人大口は、遅くとも平成19年4月から平成24年8月頃まで、被控訴人会社の従業員であった者である。

控訴人三浦は、平成23年9月から平成24年8月まで、被控訴人会社の従業員であった者である。（以上につき、当事者間に争いが無い。）

イ 被控訴人会社は、①各種イベント企画・立案等、②レコード、コンパクトディスク、ビデオソフト等の録音録画物の企画、制作及び販売等を目的として、平成15年6月に設立された株式会社（特例有限会社）であり、

被控訴人西原は、被控訴人会社の代表取締役である（当事者間に争いが無い。）。

(2) 控訴人らの支払催告

控訴人らは、平成27年2月9日、被控訴人らに対し、被控訴人西原から継続的な暴行及び暴言を受けたことについての慰謝料として各300万円の連帯支払を求めるとともに、被控訴人らの共同不法行為等により、控訴人西本において未払賃金相当額20万円の、控訴人大口において被控訴人西原から不当な金銭要求を受け、余儀なく支払をした100万円の、並びに控訴人三浦において被控訴人西原から喝取された保険金相当額30万円及び強制的に従事させられた飲食店業務の未払賃金相当額54万円の各損害を被ったとし、その連帯支払を求めた（甲3）。

(3) 被控訴人らによる消滅時効の援用の意思表示

被控訴人らは、平成27年9月17日の本件原審第2回口頭弁論期日及び平成28年6月2日の本件原審第5回弁論準備手続期日において、控訴人らの被控訴人西原に対する民法709条に基づく請求及び被控訴人会社に対する会社法350条に基づく請求のうち、前記(2)の支払催告時において既に消滅時効期間である3年を経過している部分について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした（記録上明らかな事実）。

3 争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」第2のⅢに記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の訂正)

- (1) 原判決4頁1行目及び3行目の各「パッド」を、いずれも「バット」と改める。
- (2) 原判決5頁20行目の「被告西原」を「被控訴人会社」と改める。
- (3) 原判決7頁2行目及び4行目の各「244万9673円」を、いずれも「244万9693円」と改める。

(4) 原判決11頁21行目から22行目にかけての「被告会社を退職するまでの」を「被控訴人会社を退職するまで」と改める。

(当審における控訴人らの主張)

(1) 本件不法行為1, 4及び8について

控訴人西本は、被控訴人会社に在籍していた約8年10か月間、控訴人大口は、同じく約5年7か月間、控訴人三浦は、同じく約1年1か月間、それぞれ、被控訴人西原から、会う度に暴力を受け、特に控訴人大口が同暴力により左手首周辺を骨折したという現実をも突きつけられて、暴力に怯え、容赦なく浴びせられる暴言に精神的に極度に萎縮する会社生活を余儀なくされたから、慰謝料額は各300万円を下らない。

(2) 本件不法行為5及び6について

控訴人大口は、給与から少なくとも145万円を控除されているところ、借入金45万円に留まり、控訴人大口が弁償金を支払うべき理由もないから、100万円について損害賠償責任が認められるべきであり、これに加え、控訴人大口は、被控訴人西原から、フジマスのアルバイト料全額を喝取された。また、控訴人大口が給与から100万円を控除されたことは明らかであるから、少なくとも、同金員から借入金45万円を控除した55万円について損害賠償責任が認められるべきである。

(3) 本件不法行為2, 7及び9について

被控訴人会社の控訴人らに対する給与の不払は、被控訴人西原の継続的な暴力により控訴人らを精神的に抑圧し、控訴人らの被控訴人会社に対する賃金請求を断念させたものにほかならず、極めて悪質であるから、不法行為に当たる。

(4) 本件不法行為3について

被控訴人会社は、控訴人西本を合理的な理由なく解雇したから、同解雇後も給与の支払義務を負っていたところ、被控訴人西原が控訴人西本に「豊勝」

で働くように命じながら、「豊勝」での就労分の給与を支払わなかったから、当該不払について、被控訴人らの不法行為が成立することに疑いはない。

(当審における被控訴人らの主張)

(1) 本件不法行為 1 について

継続的に又は日常的に控訴人西本に対する被控訴人西原の暴力及び暴言があったわけではなく、平成 19 年 4 月以降は暴力が減り、平成 23 年 3 月以降は暴力を振るっていないこと、平成 17 年のバットの柄の部分での殴打及び平成 18 年のイベントツアー中の殴打以外の暴力は、特段強度のものではないことなど、被控訴人西原の暴力及び暴言の程度、頻度並びに期間からすれば、控訴人西本の慰謝料額は 80 万円が相当である。

(2) 本件不法行為 4 について

継続的に又は日常的に控訴人大口に対する被控訴人西原の暴力があったわけではなく、平成 20 年頃の手拳での殴打及び同年 10 月のバットでの殴打以外の暴力は、特段強度のものではないから、被控訴人西原の暴力の程度、頻度及び期間からすれば、控訴人大口の慰謝料額は 200 万円が相当である。

(3) 本件不法行為 8 について

継続的に又は日常的に控訴人三浦に対する被控訴人西原の暴力があったわけではないし、平成 24 年 8 月の手拳での殴打以外の暴力は、特段強度のものではなく、控訴人三浦に暴力を振るった期間も約 4 か月である。さらに、上記手拳での殴打による左鼓膜穿孔は、自然治癒により回復し、通院日数は 3 日であるし、同月 21 日付けの診断書(甲 21)記載のけがは、被控訴人西原の暴力によるものではない。以上の被控訴人西原の暴力の程度、頻度及び期間からすれば、控訴人三浦の慰謝料額は 30 万円が相当である。

第 3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人西本の被控訴人らに対する請求は、132 万円及びこれに対する平成 27 年 7 月 8 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による

遅延損害金の連帯支払を求める限度で、控訴人大口の被控訴人らに対する請求は、253万円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、控訴人三浦の被控訴人らに対する請求は、154万円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、それぞれ認容すべきであり、その余の請求はいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の理由説示（「事実及び理由」第3のⅠないしⅢ）のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の付加訂正）

- (1) 原判決12頁14行目の「14～16、」の次に「20、21、23～25、」を、16行目の「甲14～16、」の次に「23～25、」を、それぞれ加える。
- (2) 原判決13頁9行目の「殴打したことは当事者間に争いがない」を「殴打したことが認められる」と改め、13行目から14行目にかけての「頭部裂傷の傷害を負わせたことを認めるに足りる客観的証拠はない。」を、以下のとおり改める。

「バットでの殴打により頭部から出血した事実こそ認められる（被控訴人西原本人（調書20頁））が、被控訴人西原は、同時に、同出血はかさぶたが取れたことによるものであると供述する（被控訴人西原本人（調書20頁））ところ、控訴人西本は同出血に関して医療機関を受診することもなかった様子であるから、同供述部分の信用性を一概に排斥することはできず、他に上記殴打により頭部裂傷が生じたことを認めるに足りる証拠はない。」

- (3) 原判決17頁4行目の「1回を超えること、」を「1回を超えること及び」と改め、5行目の「及び加療期間」を削り、同行から6行目にかけての「これを認めるに足りる証拠はない」の次に、以下のとおり加える。

「（受傷から8日経過後に作成された、「左頭部、顔面」打撲傷とあるだ

けで、逆に「右胸部，手部打撲傷」という受傷原因も不明な外傷が記載された診断書（甲21）により，これらの傷害が被控訴人西原の暴力によるものであること，殴打回数が1回を超えること等を認めることはできない。）」

(4) 原判決17頁8行目末尾の次に，以下のとおり加える。

「そして，控訴人三浦は，同年8月15日，船橋市立医療センターを受診し，左外傷性鼓膜穿孔と診断されて，投薬処方を受け，さらに，同月24日にも同センターを受診したが，特段の治療は受けることはなく，同年10月26日，鼓膜が再生し，穿孔が閉じていることが確認された（甲20）。」

(5) 原判決17頁16行目の「以上で認定した」から20行目末尾までを，以下のとおり改める。

「以上で認定した被控訴人西原の控訴人らに対する暴力及び暴言，控訴人大口及び控訴人三浦に対して全身裸で正座をさせたこと，並びに控訴人三浦に対して100回以上のスクワット運動をさせたこと及び便器を舐めさせたことは，いずれも業務上の指導として社会通念上許容される範囲を超えるものであることが明らかであり，不法行為を構成する（ただし，被控訴人会社の事務所に監視カメラを設置し，従業員の監視をしたことについては，業務上の必要性を直ちに否定することは困難であるから，いまだ不法行為に当たるといふことはできない。）。

そして，上記各不法行為の内容及び違法性の程度（被控訴人西原が控訴人らに暴力及び暴言に及んでいた期間を含む。）を，控訴人らが被控訴人西原の暴力により負った傷害の内容及び程度，全身裸で正座をすること及び便器を舐めることが控訴人大口及び控訴人三浦にとって屈辱的なものであること等の本件に表れた一切の事情に照らせば，控訴人らが被った精神的苦痛に対する慰謝料としては，控訴人西本については120万円，控訴人大口については230万円，控訴人三浦については110万円をもって相当と認める。

そうすると，控訴人らの，被控訴人西原に対する民法709条に基づく損

害賠償請求及び被控訴人会社に対する会社法350条に基づく損害賠償請求は、上記各金額の限度で理由があるからこれらを認容すべきであり、その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきことになる。

なお、控訴人らは、選択的に被控訴人西原に対して会社法429条1項に基づいて、民法709条に基づく損害賠償請求と同額の請求をしているところ、上記認容額を超える損害額を認めることはできない。また、控訴人らは、選択的に被控訴人会社に対して労働契約における職場環境保持義務違反の債務不履行に基づいて、会社法350条に基づく損害賠償請求と同額の請求をしているが、上記債務不履行を認めることはできない上、仮に債務不履行が認められるとしても、上記認容額を超える損害額を認めることはできない。」

- (6) 原判決18頁23行目の「被告西原に」の次に「借入金返済名目で」を加える。
- (7) 原判決20頁3行目の「80万円」を「120万円」と、4行目の「200万円」を「230万円」と、同行ないし5行目の「60万円」を「140万円」と、7行目の「88万円」を「132万円」と、8行目の「220万円」を「253万円」と、9行目の「66万円」を「154万円」と、それぞれ改める。

(当審における控訴人ら及び被控訴人らの各主張に対する判断)

(1) 本件不法行為1について

控訴人らは、控訴人西本は、被控訴人会社に在籍していた約8年10か月間、被控訴人西原から、会う度に暴力を受け、特に控訴人大口が同暴力により左手首周辺を骨折したという現実をも突きつけられて、暴力に怯え、容赦なく浴びせられる暴言に精神的に極度に萎縮する会社生活を余儀なくされたから、慰謝料額は300万円を下らないと主張し、他方、被控訴人らは、継続的に又は日常的に控訴人西本に対する被控訴人西原の暴力及び暴言があったわけではなく、平成19年4月以降は暴力が減り、平成23年3月以降は

暴力を振るっていないこと、平成17年のバットの柄の部分での殴打及び平成18年のイベントツアー中の殴打以外の暴力は、特段強度のものではないことなど、被控訴人西原の暴力及び暴言の程度、頻度並びに期間からすれば、控訴人西本の慰謝料額は80万円が相当であると主張する。

しかし、先に引用した原判決の「事実及び理由」第3のII1(1)の認定事実(ただし、訂正後のもの。以下「認定事実」という。)①イのとおり、控訴人西本は、被控訴人西原から、平成16年半ば頃から平成24年3月までの約7年半もの間、継続的に、バットで小突く、殴る、足蹴にするといった暴力を振るわれ、「アホ、ボケ、カス」といった暴言を浴びせられていたものであり、暴力の中には、平成17年の頭部打撲を負わせたバットの柄の部分での殴打及び平成18年のイベントツアー中の顔面への殴打という相当強度のものもある(認定事実①イ)。そして、被控訴人西原の控訴人西本に対する暴力及び暴言は、被控訴人会社の代表者とその従業員という雇用関係から生ずる優越的な地位を背景にした悪質なものである。他方で、被控訴人西原の控訴人西本に対する暴力は、平成19年4月以降、控訴人西本も自認するまでに減っていたのであり(認定事実①イ、控訴人西本本人(調書5頁)、控訴人三浦本人(調書17頁))、また、上記の平成17年のバットの柄の部分での殴打及び平成18年のイベントツアー中の殴打以外、被控訴人西原の控訴人西本に対する暴力が受傷に至るような強度のものであったことを認めるに足りる証拠もない。以上の事情等によれば、控訴人西本の慰謝料額は120万円とするのが相当である。

なお、被控訴人西原が何らの理由なく控訴人西本に対して暴力及び暴言に及んでいたとは認められない(認定事実①イ参照)から、控訴人西本と会う度に暴力及び暴言に及んでいたとは認められないし、控訴人西本が平成23年3月頃に暴力を振るわれていなかったという控訴人三浦の供述(控訴人三浦本人(調書17頁))から、同年4月以降、控訴人西本に対する暴力がな

くなつたと直ちにいうこともできない。

したがって、控訴人ら及び被控訴人らの上記各主張は、いずれも採用することができない。

(2) 本件不法行為4について

控訴人らは、控訴人大口は、被控訴人会社に在籍していた約5年7か月間、被控訴人西原から、会う度に暴力を受け、特に控訴人大口が同暴力により左手首周辺を骨折するという現実をも突きつけられて、暴力に怯え、容赦なく浴びせられる暴言に精神的に極度に萎縮する会社生活を余儀なくされたから、慰謝料額は300万円を下らないと主張し、他方、被控訴人らは、継続的に又は日常的に控訴人大口に対する被控訴人西原の暴力があったわけではなく、平成20年頃の手拳での殴打及び同年10月のバットでの殴打以外の暴力は、特段強度のものではないから、被控訴人西原の暴力の程度、頻度及び期間からすれば、控訴人大口の慰謝料額は200万円が相当であると主張する。

しかし、認定事実②イのとおり、控訴人大口は、被控訴人西原から、平成19年4月から平成24年8月までの約5年4か月もの間、継続的に、バット等の物や素手で小突く、殴る、足蹴にするとといった暴力を振るわれていたのであり、その中には、平成20年頃の眉毛の上に傷口が開く傷害を負わせた手拳での殴打及び同年10月の左手首（左尺骨）の骨折を負わせたバットでの殴打という相当に強度のものが含まれ（認定事実②イ）、控訴人大口は、左尺骨骨折について、3日間の入院を要する観血手術、その約1年6か月後に3日間の入院を要する骨内異物除去術を受けている（認定事実②イ、甲1）。また、控訴人大口は、被控訴人西原から命じられ、全身裸で正座をするという屈辱的な行為を余儀なくされているのであり（認定事実②イ）、これらの暴力及び強要は、被控訴人会社の代表者とその従業員という雇用関係から生ずる優越的な地位を背景にした悪質なものである。他方で、上記の平成20年頃の手拳での殴打及び同年10月のバットでの殴打以外、被控訴人西原の

控訴人大口に対する暴力が受傷に至るような強度のものであったことを認めるに足りる証拠はなく、また、観血手術から骨内異物除去術までの約1年6か月の間の通院治療の状況は詳らかでなく（甲1）、その傷害及び治療の内容に照らしても、同期間中、継続的な通院加療を要する状況にあったと認めることもできない。以上の事情等によれば、控訴人大口の慰謝料額は230万円とするのが相当である。

なお、被控訴人西原が控訴人大口と会う度に暴力に及んでいたと認められないことは、前記(1)と同じである。

したがって、控訴人ら及び被控訴人らの上記各主張は、いずれも採用することができない。

(3) 本件不法行為8について

控訴人らは、控訴人三浦は、被控訴人会社に在籍していた約1年1か月間、被控訴人西原から、会う度に暴力を受け、特に控訴人大口が同暴力により左手首周辺を骨折するという現実をも突きつけられて、暴力に怯え、容赦なく浴びせられる暴言に精神的に極度に萎縮する会社生活を余儀なくされたから、慰謝料額は300万円を下らないと主張し、他方、被控訴人らは、継続的に又は日常的に控訴人三浦に対する被控訴人西原の暴力があったわけではないし、平成24年8月の手拳での殴打以外の暴力は、特段強度のものではなく、控訴人三浦に暴力を振るった期間も約4か月であること、上記殴打による控訴人三浦の左鼓膜穿孔は、自然治癒し、通院日数も3日であることなど、被控訴人西原の暴力の程度、頻度及び期間からすれば、控訴人三浦の慰謝料額は30万円が相当であると主張する。

しかし、認定事実③イのとおり、控訴人三浦は、被控訴人西原から、平成24年4月から同年8月に被控訴人会社を辞めるまでの約4か月半の間（控訴人三浦本人（調書13頁））、継続的に、素手で殴る、足蹴にするとといった暴力を振るわれていたのであり、その中には、平成24年8月の左眉の裂

傷及び左鼓膜破裂（左外傷性鼓膜穿孔）を負わせた顔面への手拳での殴打という相当に強度のものが含まれ（認定事実③イ）、控訴人三浦は、左外傷性鼓膜穿孔について、3日の通院をしている（認定事実③イ）。また、控訴人三浦は、スクワット運動をさせられたほか、被控訴人西原に命じられ、全身裸で正座をしたり、便器を舐めたりするという屈辱的な行為を余儀なくされているのであり（認定事実③イ）、これらの暴力及び強要は、被控訴人会社の代表者とその従業員という雇用関係から生ずる優越的な地位を背景にした悪質なものである。他方で、上記の平成24年8月の手拳での殴打以外、被控訴人西原の控訴人三浦に対する暴力が受傷に至るような強度のものであったことを認めるに足りる証拠はなく、また、左外傷性鼓膜穿孔については、初診時に投薬処方を受けたが、自然経過で鼓膜が再生して穿孔が閉じており、その間に特段の治療を必要とした様子もない（認定事実③イ）。以上の事情等によれば、控訴人三浦の慰謝料額は110万円とするのが相当である。

なお、被控訴人西原が控訴人三浦と会う度に暴力に及んでいたと認められないことは、前記(1)と同じである。

したがって、控訴人ら及び被控訴人らの上記各主張は、いずれも採用することができない。

(4) 本件不法行為5及び6について

控訴人らは、控訴人大口は、給与から少なくとも145万円を控除されているところ、借入金45万円に留まり、控訴人大口が弁償金を支払うべき理由もないから、100万円について損害賠償責任が認められるべきであり、少なくとも、控訴人大口が給与から控除されたことが明らかな100万円から借入金45万円を控除した55万円について損害賠償責任が認められるべきである上、控訴人大口は、被控訴人西原から、フジマスのアルバイト料全額を喝取されていると主張する。

なるほど、被控訴人西原は、控訴人大口から、弁償金の趣旨のものを含め、

借入金返済名目で100万円以上の交付を受けたと供述する（被控訴人西原本人（調書37, 38頁））。しかし、同供述によれば、上記交付は、一応は具体的な理由に基づいて、具体的な額が特定され、その分割支払がされていたことがうかがえるから、控訴人大口が被控訴人西原を畏怖していた面を否定することができないとしても、当該交付の事実をもって直ちに違法であると認めることはできない。そして、この点に関する控訴人らの主張及び立証は、その交付（又は控除）の違法性及び金額のいずれについても、著しく具体性を欠くものといわざるを得ず、このような主張及び立証をもってしては、100万円を超える具体的な交付額を認定することはもちろん、そもそも上記交付が違法であったと認めることも困難である。また、ほぼ唯一の具体的かつ客観的な証拠であるみずほ銀行飯田橋支店の控訴人大口名義の普通預金口座（甲12）の内容をみても、フジマスからの給与の振込とそれを引き出す経緯をみる限り、被控訴人西原からフジマスのアルバイト料全額を喝取されていたという事実は認め難い。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(5) 本件不法行為2, 7及び9について

控訴人らは、被控訴人会社の控訴人らに対する給与の不払は、被控訴人西原の継続的な暴力により控訴人らを精神的に抑圧し、控訴人らの被控訴人会社に対する賃金請求を断念させたものにほかならないから、不法行為に当たると主張する。

しかし、被控訴人西原の継続的な暴力等により、控訴人らが被控訴人西原を畏怖していた面があったとしても、被控訴人西原が控訴人らからの賃金請求に対して暴力等をもってこれを断念させたような具体的な事情はうかがえないから、控訴人らが被控訴人西原を畏怖していたことをもって、直ちに控訴人らの被控訴人会社に対する賃金請求を断念させたと認めることはできない。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(6) 本件不法行為3について

控訴人らは、被控訴人会社が、控訴人西本を合理的な理由なく解雇したから、同解雇後も給与の支払義務を負っていたところ、被控訴人西原が「豊勝」で働くように命じながら、「豊勝」での就労分の給与を支払わなかったから、当該不払について、被控訴人らの不法行為が成立することに疑いはないと主張する。

しかし、控訴人西本が被控訴人西原を畏怖していたか否かは別として、少なくとも控訴人西本が解雇されたとする当時、控訴人西本が同解雇の効力を争っていた様子はないから、被控訴人西原が、被控訴人会社がなお控訴人西本に対する給与支払義務を負っていると認識することは著しく困難なものといわざるを得ない。そうすると、仮に上記解雇が無効であるとした場合に、なお労働者が使用者に対する当該解雇後の賃金債権を失わないことが一般論としてあり得ることは別段、使用者でない「豊勝」の就労分について控訴人西本に給与を支払わなかったことをもって、直ちに被控訴人らの不法行為になるとすることはできない。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

- 2 以上によれば、控訴人らの請求は、被控訴人西原に対しては不法行為（民法709条）に基づき、被控訴人会社に対しては会社法350条に基づき、連帯して、①控訴人西本につき、損害金132万円及びこれに対する不法行為の後であって、被控訴人会社に対する訴状送達日の翌日である平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の、②控訴人大口につき、損害金253万円及びこれに対する同じく平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の、③控訴人三浦につき、損害金154万円及びこれに対する同じく平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の、各支払を求める限度で理由が

あるからこれらを認容すべきであり，その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきであるところ，これと異なる原判決は一部失当であり，本件各控訴の一部は理由があるから，原判決を上記のとおり変更することとする。よって，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 大 段 亨

裁判官 西 村 英 樹

裁判官 松 本 真

東京高等裁判所

これは正本である。

平成29年6月15日

東京高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 堀崎 真二

